

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う

雇用調整助成金申請費補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の届出書類の作成費用を支援します。

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。ただし、雇用保険の被保険者以外の方は緊急雇用安定助成金の対象者になります。

◆詳細は、ハローワーク上越（電話 025-523-6121 部門コード31#）にお問い合わせください。

市への申請手続き

対象者

市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等で、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士等に委託したもの

対象経費

雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士等に委託した場合の委託料（令和2年4月1日以後、最初の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給について委託した委託料に限る）。

補助額

委託料の2分の1（従業員20人以下の事業者は10/10）に相当する額（千円未満切り捨て）。ただし、10万円を上限とする。

助成回数

一事業者につき1回まで

必要書類

- (1) 上越市雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）申請費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の申請書類の作成を社会保険労務士等に委託した契約書の写し
- (3) (2)の契約書に基づく、委託料の請求書の写し
- (4) 常時使用する従業員（専従者を除く。）の人数を確認できる労働者名簿※
 - ※ 雇用調整助成金申請の場合…雇用保険被保険者
 - ※ 緊急雇用安定助成金申請の場合…雇用保険被保険者以外の人
- (5) 補助金の振込先の金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳等の写し
- (6) 口座払用委任状（申請者と異なる名義の口座に補助金の振り込みを希望する場合に提出）
 - ※ 補助金の交付後、委託料の支払いが完了したときは、支払いの完了を確認することができる領収書、通帳等の該当箇所の写し等の提出が必要です。

申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵送で提出してください。

送付先：〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市役所産業政策課行

申請期限

令和3年6月30日（水）

支払方法

申請書類の受領後、10日間前後で指定の口座に振り込む予定です。

申請に係るチェックシート※申請前にご確認ください。

- 申請者は上越市内に主たる事業所を置く事業主（中小企業、個人事業主等）ですか？
- 申請額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされたことによる雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の届出に係る書類の作成に要する社会保険労務士等への委託料の2分の1（従業員20人以下の事業者は10/10）に相当する額（千円未満切り捨て。上限額10万円の範囲内）ですか？
- 上越市雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）申請費補助金交付申請書に代表者の押印があり、必要事項は記入されていますか？
- 必要書類は添付されていますか？
 - 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の申請書類の作成を社会保険労務士等に委託した契約書の写し
 - 契約に基づく、委託料の請求書の写し
 - 常時使用する従業員（専従者を除く。）の人数を確認できる労働者名簿
 - 補助金の振込先の口座を確認することができる通帳等の写し
 - 口座払委任状（申請者と異なる名義の振込先に補助金の振り込みを希望する場合に提出）
- 宛て先に、間違いはありませんか？

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市役所産業政策課行

※申請書の様式は、上越市のホームページからダウンロードが可能です。

※詳細については、上越市ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp/> のトップページ「経済対策・生活支援に関するお知らせ」のバナーからご確認ください。または、直接、お問い合わせください。



このチラシに関する問い合わせ

上越市産業政策課労働係（☎025-526-5111 内線 1266、1755）

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

